

京都橘大学研究活動の不正行為等防止推進委員会規程

2008年3月24日

目 次

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (組織)
- 第3条 (委員長)
- 第3条の2 (副委員長)
- 第4条 (任務)
- 第5条 (事務主管)
- 第6条 (雑則)
- 第7条 (改廃)

附 則

(趣旨)

第1条 この規程は、京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する規程第5条第5項にもとづき、京都橘大学研究活動の不正行為等防止推進委員会規程（以下「委員会」という。）に関する事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、以下の構成とする。

- (1) 学長（最高管理責任者）
- (2) 副学長1名（統括管理責任者）
- (3) 各学部長、各研究科長、学術事務部長（コンプライアンス推進責任者）
- (4) 学術振興課長、総務課長、管財課長、経理課長、人事課長
- (5) その他委員長が指名する者 若干名（学外者を含めることができる）

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長があたる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第3条の2 委員会に副委員長を置き、副学長があたる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

(任務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を扱う。

- (1) 本学における研究活動に係る不正行為等防止計画の立案と推進
- (2) 不正発生要因の把握
- (3) 不正発生要因に対応する改善策の策定および実施
- (4) 本学における研究に係る行動規範の浸透を図るための方策の推進
- (5) 不正防止計画の実施状況の把握
- (6) 全学における研究コンプライアンス研修の実施

2 その他、研究活動に係る不正行為の防止に関する諸事項。

(事務主管)

第5条 この規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月1日から施行する。ただし、2014年度執行分の科学研究費助成事業の処理より適用する。

附 則

この規程は、2016年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年11月8日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

(R4. 11. 8) 京都橘大学研究活動の不正行為等防止推進委員会規程(平成20年3月24日制定第2151号)

(R3. 4. 1) 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等推進委員会規程(平成20年3月24日制定第2151号)

(H31. 4. 1) 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等推進委員会規程(平成20年3月24日制定第2151号)

(H30. 4. 1) 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等推進委員会規程(平成20年3月24日制定第2151号)

(H28. 12. 19) 京都橘大学研究費不正使用防止推進委員会規程(平成20年3月24日制定第2151号)

(H27. 3. 1) 京都橘大学研究費不正使用防止推進委員会規程(平成20年3月24日制定第2151号)